

平成31年度の 介護予防・日常生活支援 総合事業について

平成31年3月6日・8日開催

目黒区健康福祉部介護保険課
地域支援事業推進係

本日の内容

- 介護認定の現状
- 介護予防・日常生活支援総合事業の現状
(予防給付相当サービス・区独自基準サービス
・支え合い事業に限る)
- 平成31年度の介護予防・日常生活支援総合
事業について
(予防給付相当サービス・区独自基準サービス
に限る)

1 介護認定の現状

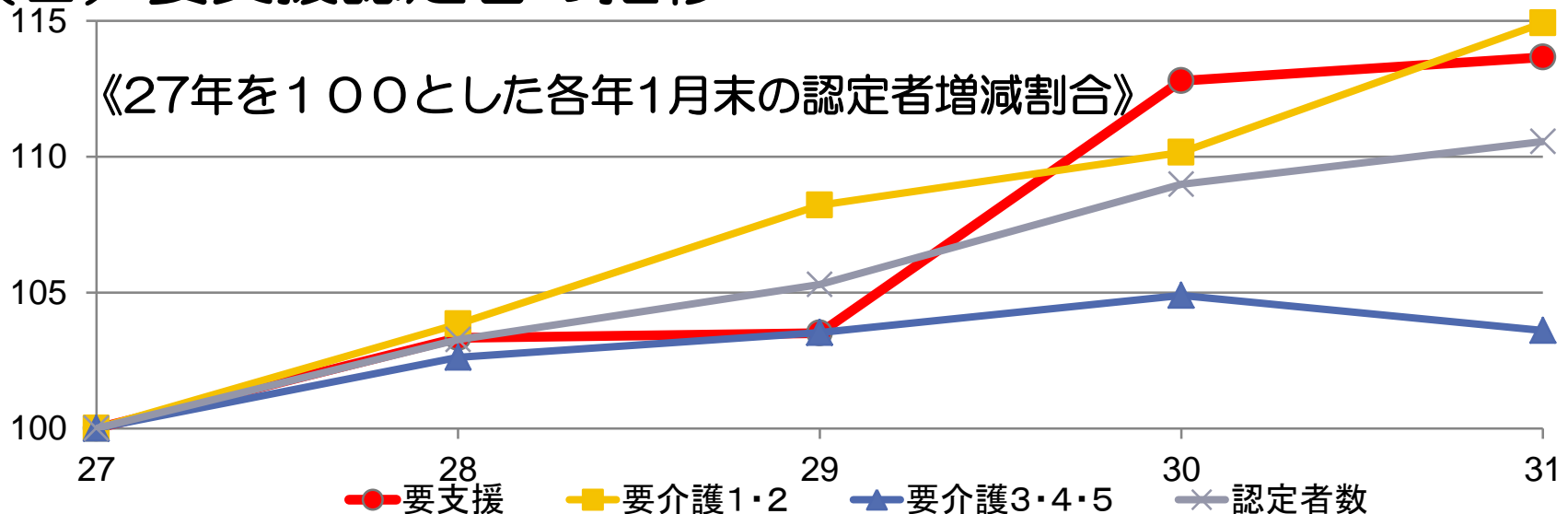
(1) 要支援認定者数 (平成31年1月末現在)

要支援1 : 1,640人

要支援2 : 1,630人

介護認定者11,997人の3割弱が要支援者

(2) 要支援認定者の推移



28年度末から29年度に要支援認定者が急増。今年度は横ばい。

2 サービス事業対象者の現状

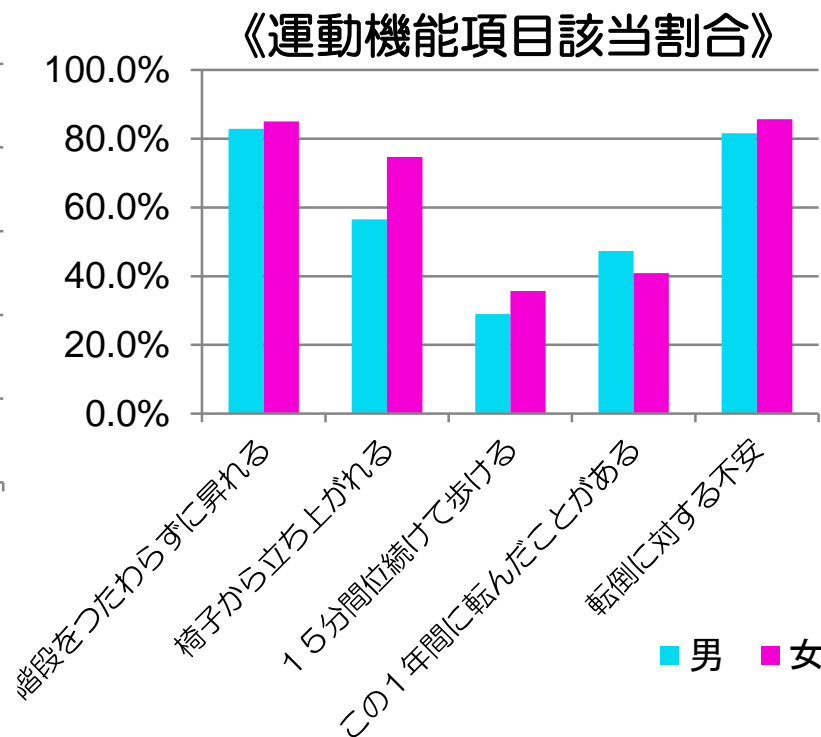
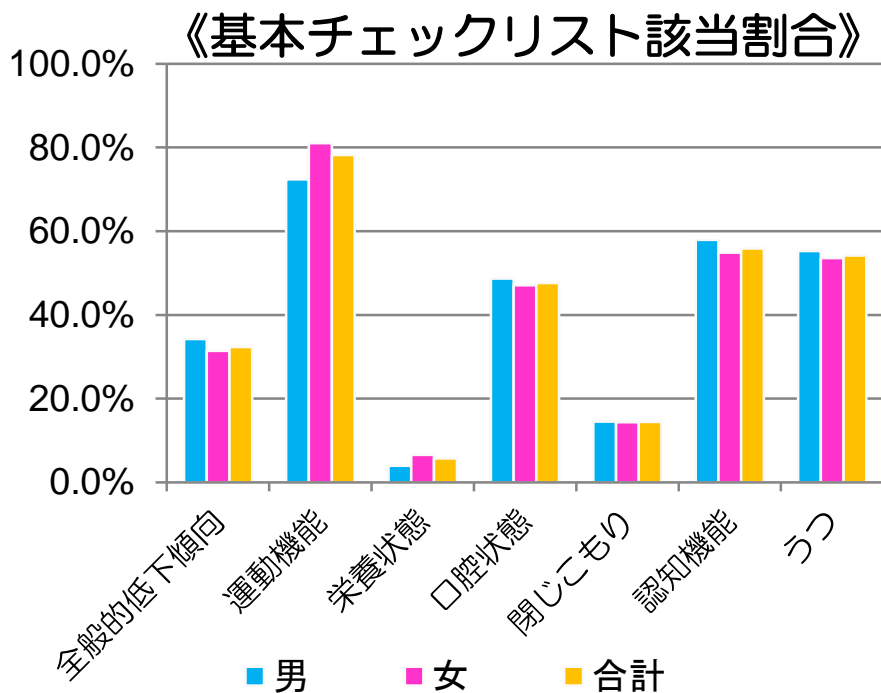
(1) サービス事業対象者数 (平成31年2月1日現在)

129名 (男性：42名 女性：87名)

(2) 基本チェックリスト該当項目

男女ともに運動機能の低下が多い。

運動機能低下のうち、椅子からの立ち上がりについて男女差がみられる。



3 総合事業の実施状況

(1) 利用者数 (平成31年1月審査における30年12月サービス提供分)

1,430名

(サービス事業対象者：28人・要支援1：587人・要支援2：815人)

要支援者の43%が総合事業の利用者。

(2) - 1 訪問型利用者数

利用者の約94%が予防給付相当サービスの利用。

サービス種別	利用者数	介護度別人数		提供事業所数
予防給付相当サービス (A 2)	763	サ事対	7	59
		要支援 1	310	
		要支援 2	446	
区独自基準サービス (A 3)	45	サ事対	2	20
		要支援 1	26	
		要支援 2	25	

・ 訪問型支え合い事業 利用者7名

4 総合事業の実施状況

(2) - 2訪問型独自基準サービス

平成30年度から区独自基準サービスに設定した45分未満と45分以上のサービス利用。

サービス種類	利用者数	回数別利用者数	
		週1回	週2回
45分未満	10	週1回	9
		週2回	1
45分以上60分以内	43	週1回	36
		週2回	7

4 総合事業の実施状況

(3) 通所型利用者数

利用者の約99%が予防給付相当サービスの利用。

サービス種類	利用者数	介護度別人数		提供事業所数
		サ事対		
予防給付相当サービス (A 6)	842	サ事対	20	81
		要支援 1	328	
		要支援 2	494	
区独自基準サービス (A 7)	11	サ事対	0	2
		要支援 1	4	
		要支援 2	7	

総合事業の開始により新たに設定したサービス（区独自基準サービス・支え合い事業）の利用が進んでいない。

5 事業者連絡会との意見交換

平成30年12月以降、月1回ペースで訪問介護・通所介護・介護支援専門員各分科会代表者と総合事業に関する意見交換会を実施。

【意見交換会で挙げられた意見】

○軽度者の生活援助について

- 要介護1以上の利用者に関して、身体介護にシフトしているため生活援助を行うヘルパーが減ってきている。
- 要支援者に対する、生活援助は利用者自身が自分の要望を直接伝えることができるため、対応が難しい場合がある。
- 45分という時間設定では、十分に生活援助を提供することができない。

○「すること」を増やす介護

- 家電製品の使用方法がわからないため、家事をしていない場合は、ヘルパーがそのことを教えることにより「すること」を増やすことができる。
- 通院支援の理由が、機能回復を目指すためではなく、危険を防止するために必要だから利用している人もいる。
- 歩き方が悪い方には、正しく歩くことができるようヘルパーが歩行訓練をできるよう事業所で研修を行っている。
- 「改善」よりも「維持」を目指す利用者が大半。

5 事業者連絡会との意見交換

【意見交換会で挙げられた意見】

○総合事業を継続するために

- ・介護予防を進めるためには、軽度者に対する通所介護サービスの重要度が今後も増してくる。事業が継続できるように何らかの支援をしてほしい。（例えば、要支援者の受け入れ割合の高い事業所に対する報奨金の支給や人員基準の緩和等。）
- ・事業所も、サービス利用による介護度の変化をはじめとして、「成果」を示す努力をする必要があるのでは。
- ・生活援助従事者研修修了者に関しては事業所としては対応は決めて兼ねている。

【参考】 《選択的サービス利用者数》

選択的サービス名	28年度	29年度	30年度
運動器機能向上加算	571	618	649
口腔機能向上加算	5	13	34
選択的サービス複数実施加算	16	31	26

（各年度7月サービス提供）

6 平成31年度の総合事業

1 実施にあたっての基本的な考え方

- (1) 予防給付相当サービス、区独自基準サービス、住民ボランティア等の多様な主体による支え合い事業、短期集中予防サービスを設定する。
- (2) 支え合い事業については、担い手となる高齢者の介護予防も視野に入れつつ、順次、地域資源の掘り起こし・育成等を進め、総合事業に組み込んでいく。
- (3) 心身機能の改善だけでなく、日常生活の活動や地域社会への参加を促す取り組みを充実し、介護予防事業を効果的に進める。
- (4) 上記(1)から(3)までの取り組みを進め、要介護・要支援状態を軽減し、また、悪化を防止することにより、結果として費用の効率化を図る。

6 平成31年度の総合事業

◎31年度の総合事業の変更点

- 目黒区版介護予防ケアマネジメントアセスメントシートの活用及び利用者対象者のめやすの設定
(平成31年3月～)
- 通所型サービスの事業費体系の改正
- 通所型サービスの2事業所の併用利用可
- サービス提供責任者の任用要件から初任者研修修了者又は旧2級課程修了者を外す。(資料2-1・資料2-2)
※30年度当初に決定している内容のため説明なし。

6 平成31年度の総合事業

2 31年度の変更点(31年3月から)

(1) 目黒区版アセスメントシートの活用

アセスメントの標準化と効率化を目的に、介護予防ケアマネジメントに関して、目黒区版アセスメントシートを使用する。(資料1-2)

アセスメントシートの該当項目を、サービス利用(特に訪問型サービス)の利用対象者の目安にする。(資料1-1・資料1-3)

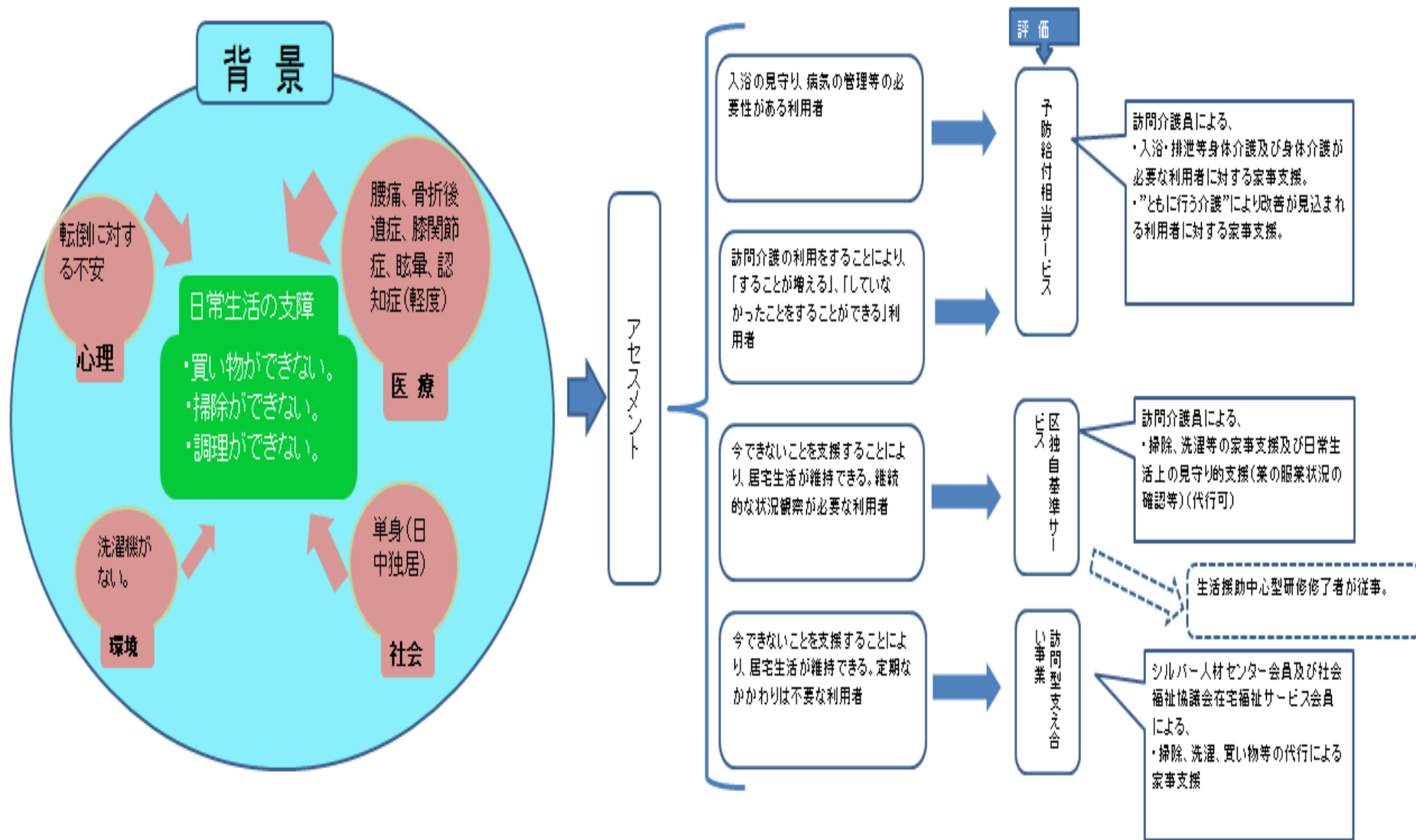
○目黒区版アセスメントシートの特徴

- 基本チェックリストをベースに、基本チェックリストでは足りない日常生活、健康面について補足する質問で構成。
- 「している」「していない」のほか、利用者本人の意欲を聴取することにより、利用者自身の自立支援を促進。

※サービス利用の「めやす」については、利用者個々人の多様な状況等に即して判断する。

※「めやす」については、新規利用者から始める。

【参考】利用者像の明確化



6 平成31年度の総合事業

(2) 通所型サービスの事業費体系の改正

現行の事業費体系では、要支援2の利用者は回数にかかわらず、要支援1の2倍近い自己負担を支払うこととなり、利用者本位の事業費体系へ変更の要望が区及び包括支援センターに寄せられている。

【意見交換会より】

- ・ 利用回数は、利用者の希望によって決めることが多い。
- ・ 必ずしも、要支援2の利用者は週2回と決める必要はなく、利用者の環境（社会的な交流の有無・通院状況・体力等々。）によって決めるもの。
- ・ 事業所の空き状況によって、利用者の必要回数に沿えない場合もある。

利用者の自立支援を進めるために

○利用者の自己決定の尊重

要支援2は介護度別月額支払いから回数別月額支払いに変更。
(要支援1は変更なし。)

○必要なサービス量の提供

予防給付相当サービスと区独自基準サービスの併用利用を可。
(要支援2の週1回程度利用者のみ。)

6 平成31年度の総合事業

(ア) 介護度別から回数別事業費体系へ

- 要支援2について、「週1回程度」「週2回以上程度」の事業費を設定する。
- 事業費の額は、「週1回程度」は現行の要支援2の事業費の1/2。(資料3-2・資料4)

【意見交換会より】

- 要支援2の利用者は、要介護1の状態像に近い方もいる・例えばトイレに行く場合にも要支援1の利用者ではしていない声掛けや見守りをすることもある。

自治体	コード	事業費体系	事業費単価	併用	備考
A区	A6	介護度別・回数別・月額包括払い	要支援1：1647単位 要支援2：(週1回)1647単位 要支援2：(週2回)3377単位	可	
	A7	1回あたりの実績払い	1回：325単位		要支援1は月5回まで、要支援2は月10回まで。
B区	A7	1回あたりの実績払い	1回：325単位	可	2～5時間未満
	A7	1回あたりの実績払い	1回：375単位		5時間以上
C区	A6	回数別・月額包括払い	週1回：1647単位 週2回：3377単位	不可	利用回数については、諸条件有り。
	A7	回数別・月額包括払い	週1回：1304単位 週2回：2608単位		

6 平成31年度の総合事業

(イ) 通所型サービスの2事業所の併用利用可

- 要支援2の週1回程度利用者に関しては、予防給付相当サービスと区独自基準サービスの週1回程度を併用利用することを可能とする。

〇〇通所介護事業所（予防給付相当サービス） 週1回
＋
△△通所介護事業所（区独自基準サービス） 週1回

※要支援1、サービス事業対象者及び要支援2の週2回以上程度利用者は併用不可。（国が設定する単価を越えてしまうため。）

【参考】回数別利用者数

《要支援2の利用者の利用回数・提供事業所数》

サービス名	サービスコード	回数	要支援2	事業所数
予防給付相当サービス	A 6	週1回程度	212	51
		週2回以上程度	258	-----
区独自基準サービス	A 7	週1回程度	3	2
		週2回以上程度	4	-----

（平成30年9月サービス提供実績）

6 平成31年度の総合事業

3 事業費体系変更に伴う留意点

(1) サービスコードの変更

要支援2の週1回程度と週2回以上程度は、基本単位と加算をそれぞれの設定単位で組み合わせて請求する。（処遇改善加算を除く。）

【例】（資料3-1・資料3-2・資料3-3参照）

要支援2の利用者が週1回利用。

《現行》

サービスコード	サービス内容略称	単位数
1121	通所型独自2	3377
5002	通所型独自基準サービス運動機能向上加算	225
6100	通所型独自基準サービス処遇改善加算Ⅰ	212

《改正後》

サービスコード	サービス内容略称	単位数
1221	通所型独自サービス／22	1688
5012	通所型独自サービス運動器機能向上加算／2	225
6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	112

基本単位と同じパターンから加算を選択

6 平成31年度の総合事業

(2) 事業所を併用した場合の加算の取扱い

要支援2の週1回程度利用者が、A6とA7の事業所を併用し、両事業所ともに以下の加算の算定要件を満たす場合、原則本人の希望によりどちらか一方の事業所が加算を算定することができる。

若年性認知症受入加算・生活機能向上グループ活動加算・選択的サービス加算（運動器・栄養・口腔・複数）・生活機能向上連携加算・栄養スクリーニング加算

ただし、事業所評価加算については、原則A7の事業所が算定する。

(3) 運営規程又は重要事項説明書の変更と同意

運営規程又は重要事項説明書に料金を記載しているので、変更が必要。
事業費改定のみによる運営規程の変更の場合は、変更届の提出は不要。
ただし、契約書や重要事項説明書の内容が変更となる事業所については、利用者又はその家族に対して、改めて説明を行い、同意を得ることが必要。

【対応例】

契約書・重要事項説明書の料金表について別紙を作成し、利用者に説明、同意を得る。その別紙に同意日と利用者の署名。

※お手数をおかけしますが対応のほどよろしく願いいたします。

7 今後の予定

3月6・8日 〈訪問介護・通所介護〉事業所説明会開催

3月15日頃 サービスコードマスターの公開

【目黒区公式ホームページ】

くらし・手続き → 介護保険 → 介護保険サービス事業者向けのお知らせ → 介護予防・日常生活支援総合事業

<http://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/kaigo/jigyosho/sogojigyo/>

4月1日 平成31年度総合事業スタート

10月に消費税率改正に伴い区分支給限度額及び総合事業の国基準単価の改定が見込まれています。
現時点では、目黒区の総合事業の改正は未定です。

8 質問について

31年度の総合事業改正の内容について、または総合事業全般について質問がございましたら、別紙質問票にご記入の上、お帰りの際に受付にご提出ください。または、後日当係までFAXにて送信してください。回答につきましては、目黒区公式ホームページにて公開又は個別に対応させていただきます。

【問い合わせ先】

目黒区介護保険課地域支援事業推進係

電話：5722-9351

FAX：5722-9716